

消安委第130号
平成29年12月21日

消費者庁長官 殿
公害等調整委員会委員長 殿
経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

消費者安全調査委員会
委員長 宇賀 克也

消費者安全法第33条の規定に基づく意見

標記について、消費者安全調査委員会は、家庭用コージェネレーションシステムから生じる運転音により不眠等の症状が発生したとされる事案について行った、消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づく調査の結果を踏まえ、同法第33条の規定に基づき、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

記

1 経済産業大臣への意見

経済産業省は、次の（1）から（3）までの取組を行うべきである。また、消費者庁に対して、それらの取組について情報提供すべきである。

- （1）家庭用コージェネの運転音に含まれるピーク周波数の音圧レベルの低減に一定の効果がみられたことを示した本報告書も参考にしながら、家庭用コージェネの運転音の改善の検討を続けるよう、製造事業者を促すこと。
- （2）家庭用コージェネが運転音を発する機器であること及び自宅又は隣家等

の家庭用コジェネの運転音による不眠等が一部報告されていることについては、消費者が製品の購入を検討する際に必要な情報であり、消費者へ確実に伝達するための方策の検討を行うよう、製造事業者及び販売事業者を促すこと。

- (3) 家庭用コジェネの運転音による症状の訴えがあった場合には、個々の事案について積極的に情報収集し、正確な原因把握や夜間運転停止プログラムの活用等の対処を行うなど、症状の軽減に向けた具体的な方策を検討し、提案するとともに、その履行がなされるように取り計らうなどの対応を行うよう、製造事業者及び販売事業者を促すこと。具体的な方策の検討に当たっては、上記の従来 of 取組に加え、本報告書で有効性が示された ANC 装置、防音エンクロージャ及びマスキング音なども選択肢の一つとすること。

2 環境大臣への意見

環境省は、次の(1)及び(2)の取組を行うべきである。また、消費者庁に対して、それらの取組について情報提供すべきである。

- (1) 家庭用コジェネの運転音の人体への影響について、医学的知見を得ながら、総合的な研究を推進すること。
- (2) 現場での音の測定値が「低周波音による心身に係る苦情に関する参照値」以下であっても低周波音の影響の可能性について慎重な判断を要する場合があることを、引き続き周知徹底すること。

3 公害等調整委員会委員長への意見

公害等調整委員会は、紛争となった場合の地方公共団体における適切な公害苦情対応について、引き続き地方公共団体に対して指導、助言を行うべきである。また、消費者庁に対して、その取組について情報提供すべきである。

4 消費者庁長官への意見

消費者庁は、家庭用コジェネから生じる運転音によって不眠等の症状が生じたとの相談への対応方法並びに経済産業省、環境省及び公害等調整委員会の協

力を得て、入手した症状の軽減や苦情の相談先に関する有用な情報を地方公共団体に周知すべきである。

以上